

○国立大学法人埼玉大学教職員育児・介護休業等規則

〔平成16年4月1日
規則第117号〕

改正	平成17. 3. 28	16規則223	平成19. 4. 1	19規則26
	平成20. 3. 1	19規則97	平成22. 6. 24	22規則40
	平成28. 12. 15	28規則14	平成29. 10. 5	29規則14
	令和2. 3. 26	元規則55	令和4. 9. 29	4規則17

目次

第1章	目的（第1条）
第2章	育児休業制度
第1節	育児休業（第2条－第8条）
第2節	出生時育児休業（第8条の2－第8条の9）
第3章	介護休業制度（第9条－第16条）
第4章	部分休業（第17条－第20条）
第5章	時間外労働の制限（第21条－第24条）
第6章	深夜業の制限（第25条－第27条）
第7章	早出遅出労働（第28条－第31条）
第8章	その他の事項（第32条－第37条）
附則	

第1章 目的

（目的）

第1条 この規則は、国立大学法人埼玉大学教職員の労働時間、休暇等に関する規則第23条及び第24条の規定に基づき、国立大学法人埼玉大学（以下「本学」という。）の教職員の育児・介護休業に関する事項を定めることにより、教職員の継続的な労働を促進し、もってその福祉を増進すると共に、職場の円滑な運営に資することを目的とする。

第2章 育児休業制度

第1節 育児休業

（育児休業の対象者）

第2条 この規則で定める育児休業（第8条の2に規定する出生時育児休業を除く。以下この節において同じ。）の対象者は、育児のために子（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第2条第1号に規定する子を含む。第9条を除き、以下同じ。）が満3歳に達するまでの間、休業することを希望する教職員

とする。ただし、申出があった日から起算して1年以内に雇用関係が終了することが明らかな教職員は育児休業をすることができない。

(育児休業の申出)

第3条 教職員は、学長に申し出ることにより、一子（双子以上の場合も一子とみなす。）につき2回まで育児休業をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、教職員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、再度の申出をすることができる。

(1) 前項の規定による申出をした教職員について、産前産後休暇期間が始まったことにより第5条の育児休業の期間（以下「育児休業期間」という。）が終了した場合であって、当該産前産後休暇期間又は当該産前産後休暇期間中に出産した子に係る育児休業期間が終了する日までに、当該子の全てが次のいずれかに該当することとなった場合

ア 死亡した場合

イ 養子となったことその他の事情により当該教職員と同居しないこととなった場合

(2) 前項の規定による申出をした教職員について、新期間（新たな育児休業期間又は第8条の6の出生時育児休業の期間（以下「出生時育児休業期間」という。）をいう。以下この号において同じ。）が始まったことにより育児休業期間が終了した場合であって、当該新期間が終了する日までに、当該新期間の育児休業に係る子の全てが、次のいずれかに該当することとなった場合

ア 死亡した場合

イ 養子となったことその他の事情により当該教職員と同居しないこととなった場合

ウ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

(3) 前項の規定による申出をした教職員について、第11条の規定による介護休業の期間（以下「介護休業期間」という。）が始まったことにより育児休業期間が終了した場合であって、当該介護休業期間が終了する日までに、当該介護休業期間の介護休業に係る対象家族が死亡した場合又は当該介護休業期間の介護休業に係る対象家族と介護休業の申出をした教職員との親族関係が消滅することとなった場合

(4) 前項の規定による申出に係る子の親（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成3年労働省令第25号）第5

条第4号に規定する親をいう。以下同じ。)である配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が死亡した場合

- (5) 前号に規定する配偶者が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、育児休業申出に係る子を養育することが困難な状態になった場合
- (6) 婚姻の解消その他の事情により第4号に規定する配偶者が育児休業申出に係る子と同居しないこととなった場合
- (7) 前項の規定による申出に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になった場合
- (8) 前項の規定による申出に係る子について、保育所等における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われない場合

3 前2項の規定による申出(以下「育児休業申出」という。)は、その期間中は育児休業をすることとする一の期間について、その初日(以下「育児休業予定開始日」という。)及び末日(以下「育児休業終了予定日」という。)とする日を明らかにして、原則として育児休業開始予定日の1月前までに育児休業・出生時育児休業申出書(別紙様式1)により行うものとする。ただし、育児休業申出をする日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合にあっては、育児休業開始予定日の1週間前までに育児休業申出を行うものとする。

- (1) 出産予定日前に子が出生した場合
- (2) 育児休業申出に係る子の親である配偶者が死亡した場合
- (3) 前号に規定する配偶者が負傷又は疾病により育児休業申出に係る子を養育することが困難な状態になった場合
- (4) 第2号に規定する配偶者が育児休業申出に係る子と同居しないこととなった場合
- (5) 育児休業申出に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になった場合
- (6) 育児休業申出に係る子について、保育所等における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われない場合
(育児休業申出があった場合における本学の義務)

第4条 学長は、教職員から育児休業申出があったときは、当該申出を拒むことができない。

2 学長は、教職員からの育児休業申出があった場合において、当該育児休業申出に係る育児休業開始予定日とされた日が当該育児休業申出があった日の翌日から起算して1月(前条第3項ただし書の規定による育児休業申出にあっては1週間)を経過する日(以下この項において「1月等経過日」という。)前の日であ

るときは、当該育児休業開始予定日とされた日から当該1月等経過日までの間のいずれかの日を当該育児休業開始予定日として指定することができる。

3 学長は、前項の規定による指定をするときは、当該教職員に対して、育児休業開始予定日として指定する日を、当該育児休業申出のあった育児休業開始予定日（その日が育児休業申出があった日の翌日から起算して3日を経過する日後の日である場合は、当該3日を経過する日）までに、書面で通知するものとする。

4 学長は、育児休業申出について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該育児休業申出をした教職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

（育児休業の期間）

第5条 育児休業申出をした教職員がその期間中は育児休業をすることができる期間は、前条第2項又は次条第2項の規定による育児休業開始日予定日の指定があった場合を除き、育児休業・出生時育児休業申出書（別紙様式1）に記載された連続した期間とする。

（育児休業の期間の変更等）

第6条 育児休業申出をした教職員は、その後当該育児休業申出に係る育児休業開始予定日とされた日（第4条第2項の規定による学長の指定があった場合にあっては、当該学長の指定した日。以下この項において同じ。）の前日までに第3条第3項ただし書の事由が生じた場合には、学長に申し出ることにより、当該育児休業申出に係る育児休業開始予定日を1回に限り当該育児休業開始予定日とされた日前の日に変更することができる。

2 学長は、前項の規定による教職員からの申出があった場合において、当該申出に係る変更後の育児休業開始予定日とされた日が当該申出のあった日の翌日から起算して1週間を経過する日（以下この項において「1週間経過日」という。）前の日であるときは、当該申出に係る変更後の育児休業開始予定日とされた日から当該1週間経過日（その日が当該申出に係る変更前の育児休業開始予定日とされていた日（第4条第2項の規定による学長の指定があった場合にあっては、当該学長の指定した日。以下この項において同じ。）以後の日である場合にあっては、当該申出に係る変更前の育児休業開始予定日とされていた日）までの間のいずれかの日を当該教職員に係る育児休業開始予定日として指定することができる。

3 第4条第3項の規定は、前項の規定により指定する育児休業開始予定日の通知について準用する。

4 育児休業申出をした教職員は、当該育児休業申出に係る育児休業終了予定日とされた日の1月前（次項第3号又は第4号の事由に該当する場合は2週間前）の日までに、学長に申し出ることにより、当該育児休業申出に係る育児休業終了予

定日を1回に限り当該育児休業終了予定日とされた日後の日に変更し、当該育児休業期間を延長することができる。

5 前項の規定にかかわらず、教職員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、育児休業期間の延長に係る再度の申出をすることができる。

(1) 育児休業申出に係る子の親である配偶者が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により育児休業申出に係る子を養育することが困難な状態になった場合

(2) 前号に規定する配偶者が育児休業申出に係る子と同居しないこととなった場合

(3) 育児休業申出に係る子について、保育所等における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子が1歳から2歳に達する日までの期間について、当面その実施が行われない場合

(4) 前3号に規定するもののほか、育児・介護休業法第5条第3項又は第4項の規定に該当する場合

(5) その他育児休業期間の延長の申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより、当該育児休業申出に係る子について育児休業期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じる場合

(育児休業申出の撤回等)

第7条 育児休業申出をした教職員は、当該育児休業申出に係る育児休業開始予定日とされた日（第4条第2項又は前条第2項の規定による学長の指定があつた場合にあっては当該学長の指定した日、同条第1項の規定により育児休業開始予定日に変更された場合にあってはその変更後の育児休業開始予定日とされた日。以下同じ。）の前日までは、当該育児休業申出を撤回することができる。

2 育児休業申出がされた後、育児休業開始予定日とされた日の前日までに教職員が当該育児休業申出に係る子を養育しないこととなった次に掲げる事由が生じた場合は、当該育児休業申出は、されなかつたものとみなす。この場合において、教職員は、学長に当該事由が生じた旨を遅滞なく届け出なければならない。

(1) 育児休業申出に係る子の死亡

(2) 育児休業申出に係る子が養子である場合における離縁又は養子縁組の取消

(3) 育児休業申出に係る子が養子となったことその他の事情により当該育児休業申出をした教職員と当該子が同居しないこととなったこと。

(4) 民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたこと。

(5) 育児休業申出をした教職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害

により、当該育児休業申出に係る子が満3歳に達する日までの間、当該子を養育することができない状態になったこと。

3 第1項の育児休業申出の撤回は、育児休業・出生時育児休業申出書（別紙様式1）により行うものとする。

4 第2項の届出は養育状況変更届（別紙様式3）により行うものとする。

（育児休業の期間の終了）

第8条 次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合には、育児休業期間は、第5条の規定にかかわらず、当該事情が生じた日（第2号に掲げる事情が生じた場合にあっては、その前日）に終了する。

(1) 育児休業終了予定日とされた日の前日までに、教職員が育児休業申出に係る子を養育しないこととなった事由として、次に掲げる事由が生じた場合

ア 育児休業申出に係る子の死亡

イ 育児休業申出に係る子が養子である場合における離縁又は養子縁組の取消

ウ 育児休業申出に係る子が養子となったことその他の事情により当該育児休業申出をした教職員と当該子が同居しないこととなったこと。

エ 民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたこと。

オ 育児休業申出をした教職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により、当該育児休業申出に係る子が満3歳に達する日までの間、当該子を養育することができない状態になったこと。

(2) 育児休業終了予定日とされた日までに、育児休業申出をした教職員について、産前産後休暇期間、出生時育児休業期間、介護休業期間又は新たな育児休業期間が始まった場合

2 前項第1号の事由が生じた場合において、教職員は、学長に当該事由が生じた旨を養育状況変更届（別紙様式3）により遅滞なく届け出なければならない。

第2節 出生時育児休業

（出生時育児休業）

第8条の2 この規則で定める出生時育児休業とは、育児休業のうち、この節に定めるところにより、子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。次条第2項第1号において同じ。）の期間内に4

週間以内の期間を定めてする休業をいう。

(出生時育児休業の対象者)

第8条の3 この規則で定める出生時育児休業の対象者は、育児のために休業することを希望する教職員であって、産後休暇を取得しておらず、子の出生の日（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては、当該出産予定日。この項及び次項第1号において同じ。）から起算して8週間以内の子と同居し養育する教職員とする。ただし、期間を定めて雇用される教職員のうち、申出時点において、子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日から6月を経過する日までに雇用関係が終了することが明らかな教職員は、出生時育児休業をすることができない。

2 前項本文の規定にかかわらず、教職員は、その養育する子について次の各号のいずれかに該当する場合には、当該子については、同項の規定による申出をすることができない。

(1) 当該子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間（当該子を養育していない期間を除く。）内に2回の出生時育児休業（次条第5項に規定する出生時育児休業申出によりする出生時育児休業を除く。）をした場合

(2) 当該子の出生の日（出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては、当該出産予定日）以後に出生時育児休業をする日数（出生時育児休業を開始する日から出生時育児休業を終了する日までの日数とする。第8条の9第1項第3号において同じ。）が28日に達している場合

(出生時育児休業の申出)

第8条の4 教職員は、養育する子について、学長に申し出ることにより、出生時育児休業をすることができる。

2 出生時育児休業は、一子（双子以上の場合も一子とみなす。）につき2回に分割することができる。

3 第1項の規定による申出（以下「出生時育児休業申出」という。）は、その期間中は出生時育児休業をすることとする一の期間について、その初日（以下「出生時育児休業開始予定日」という。）及び末日（以下「出生時育児休業終了予定日」という。）を明らかにして、原則として出生時育児休業開始予定日の2週間前の日までに育児休業・出生時育児休業申出書（別紙様式1）により行うものとする。

4 第2項の規定により出生時育児休業を2回に分割する教職員にあっては、1回目の出生時育児休業申出において、前項の申出書のほか、出生時育児休業計画書（別紙様式2）を提出するものとする。

5 前条第1項ただし書及び同条第2項（第2号を除く。）の規定は、期間を定め

て雇用される教職員であって、その締結する雇用契約の期間の末日を出生時育児休業終了予定日（第8条の7において準用する第6条第4項又は第5項の規定により当該出生時育児休業終了予定日に変更された場合にあっては、その変更後の出生時育児休業終了予定日とされた日）とする出生時育児休業をしている教職員が、当該出生時休業に係る子について、当該雇用契約の更新に伴い、当該更新後の雇用契約の期間の初日を出生時育児休業開始予定日とする出生時育児休業申出をする場合には、これを適用しない。

（出生時育児休業申出があった場合における本学の義務）

第8条の5 学長は、教職員から出生時育児休業申出があったときは、当該出生時育児休業申出を拒むことができない。ただし、教職員からその養育する子について出生時育児休業申出がなされた後に、当該教職員から当該出生時育児休業申出をした日に養育していた子について新たに出生時育児休業申出がなされた場合（前条第4項の規定により出生時育児休業計画書を提出している場合を除く。）は、この限りでない。

2 第4条第2項から第4項までの規定は、出生時育児休業開始予定日の指定及びその通知並びに出生時育児休業申出に係る事由の確認について準用する。この場合において、同条第2項中「1月」とあるのは「2週間」と読み替えるものとする。

3 第1項ただし書及び前項の規定は、教職員が前条第5項に規定する出生時育児休業申出をする場合には、これを適用しない。

（出生時育児休業の期間）

第8条の6 出生時育児休業申出をした教職員がその期間中は出生時育児休業をすることができる期間は、前条第2項において準用する第4条第2項又は次条において準用する第6条第2項の規定による出生時育児休業開始予定日の指定があった場合を除き、育児休業・出生時育児休業申出書（別紙様式1）に記載された連続した期間とする。

（出生時育児休業の期間の変更等）

第8条の7 第6条の規定は、出生時育児休業期間の変更等について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「第4条第2項」とあるのは「第8条の5第2項において準用する第4条第2項」と、同条第4項中「1月前（次項第3号又は第4号の事由に該当する場合は2週間前）」とあるのは「2週間前」と読み替えるものとする。

（出生時育児休業申出の撤回等）

第8条の8 第7条の規定は、出生時育児休業申出の撤回等について準用する。この場合において、同条第1項中「第4条第2項又は前条第2項」とあるのは「第

8条の5第2項において準用する第4条第2項又は第8条の7において準用する第6条第2項」と、同条第2項第5号中「満3歳」とあるのは「生後8週間」と読み替えるものとする。

(出生時育児休業の期間の終了)

第8条の9 次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合には、出生時育児休業期間は、第8条の6の規定にかかわらず、当該事情が生じた日（第4号に掲げる事情が生じた場合にあつては、その前日）に終了する。

(1) 出生時育児休業終了予定日とされた日の前日までに、教職員が出生時育児休業申出に係る子を養育しないこととなった事由として、次に掲げる事由が生じた場合

ア 出生時育児休業申出に係る子の死亡

イ 出生時育児休業申出に係る子が養子である場合における離縁又は養子縁組の取消

ウ 出生時育児休業申出に係る子が養子となったことその他の事情により当該出生時育児休業申出をした教職員と当該子が同居しないこととなったこと。

エ 民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたこと。

オ 出生時育児休業申出をした教職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により、当該出生時育児休業申出に係る子が出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの間、当該子を養育することができない状態になったこと。

(2) 出生時育児休業終了予定日とされた日の前日までに、出生時育児休業申出に係る子の出生の日の翌日（出産予定日前に当該子が出生した場合にあつては、当該出産予定日の翌日）から起算して8週間を経過した場合

(3) 出生時育児休業終了予定日とされた日の前日までに、出生時育児休業申出に係る子の出生の日（出産予定日後に当該子が出生した場合にあつては、当該出産予定日）以後に出生時育児休業をする日数が28日に達した場合

(4) 出生時育児休業終了予定日とされた日までに、出生時育児休業申出をした教職員について、産前産後休暇期間、育児休業期間、介護休業期間又は新たな出生時育児休業期間が始まった場合

2 前項第1号の事由が生じた場合において、教職員は、学長に当該事由が生じた旨を養育状況変更届（別紙様式3）により遅滞なく届け出なければならない。

第3章 介護休業制度

(要介護者)

第9条 この規則で定める要介護者とは、次に掲げる者（第2号に掲げる者にあつては、教職員と同居しているものとする。）で負傷、疾病、老齢又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者をいう。

(1) 配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫及び兄弟姉妹

(2) 父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者の子

(介護休業の対象者)

第10条 この規則で定める介護休業の対象者は、要介護者を介護するために休業することを希望する教職員とする。ただし申出があつた日から起算して、93日以内に雇用関係が終了することが明らかな教職員（93日を経過する日から6月を経過する日までの間に任期が満了し、かつ、更新されないことが明らかである者も含む。）は介護休業をすることができない。

(介護休業の申出及び期間)

第11条 教職員は、学長に申出ることにより、対象家族一人につき要介護状態に至るごとに、3回を超えず、かつ、通算して185日を超えない範囲内において、介護休業をすることができる。

2 介護休業の申出は、介護休業をしようとする一の期間について、その初日（以下「介護休業開始予定日」という。）及び末日（以下「介護休業終了予定日」という。）を明らかにして、原則として介護休業開始予定日の前日から起算して2週間前の日までに介護休業申出書（別紙様式4）により行う。

(介護休業申出があつた場合における本学の義務)

第12条 学長は、教職員から介護休業の申出があつたときは、当該申出を拒むことができない。

2 学長は、前項の規定による教職員からの申出があつた場合において、当該介護休業申出に係る介護休業開始予定日とされた日が当該介護休業申出があつた日の翌日から起算して2週間を経過する日（以下「2週間経過日」という。）前の日であるときは、当該介護休業開始予定日とされた日から当該2週間経過日までの間のいずれかの日を当該介護休業開始予定日として指定することができる。

3 学長は当該教職員に対して、介護休業開始予定日として指定する日を、当該申出のあつた開始予定日（介護休業開始予定日とされた日が介護休業申出があつた日の翌日から起算して3日を経過する日後である場合は、当該3日を経過する日）までに、書面で通知するものとする。

4 学長は、介護休業の申出について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申出をした教職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

第 13 条 削除

(介護休業の期間の変更等)

第 14 条 介護休業申出をした教職員は、介護休業終了予定日とされた日の 2 週間前の日までに、介護休業申出書（別紙様式 4）を学長に提出することにより、当該介護休業終了予定日を第 11 条第 1 項の規定の範囲内において当該介護休業終了予定日とされた日後の日に変更することができる。

(介護休業の撤回)

第 15 条 介護休業申出をした教職員は、当該介護休業申出に係る介護休業開始予定日とされた日の前日までは、当該介護休業申出を撤回することができる。

2 介護休業申出がされた後、介護休業開始予定日とされた日の前日までに当該教職員に次に掲げる事由が生じた場合は、当該介護休業申出は、されなかったものとみなす。この場合において、教職員は、学長に当該事由が生じた旨を遅滞なく届出なければならない。

(1) 介護休業申出に係る要介護者が死亡した場合

(2) 離婚、婚姻の取消、離縁等による介護休業申出に係る要介護者と当該介護休業申出をした教職員との親族関係が消滅した場合

(3) 介護休業申出をした教職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的障害により、当該介護休業申出に係る間、当該介護休業申出に係る要介護者を介護することができない状態になった場合

3 第 1 項の介護休業申出の撤回は、介護休業申出書（別紙様式 4）により行うものとする。

4 第 2 項の届出は介護状況変更届（別紙様式 5）により行うものとする。

(介護休業の期間の終了)

第 16 条 次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合には、介護休業期間は、第 11 条の規定にかかわらず、当該事情が生じた日（第 2 号に掲げる事情が生じた場合にあっては、その前日）に終了するものとする。

(1) 介護休業終了予定日とされた日の前日までに、前条第 2 項に規定する事由が生じた場合

(2) 介護休業終了予定日とされた日までに、産前産後休暇期間、育児休業期間、出生時育児休業期間又は新たな介護休業期間が始まった場合

第 4 章 部分休業

(部分休業)

第 17 条 教職員は、学長に申出ることにより、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため 1 日の労働時間の一部について労働しないこと（以下「育児部分休業」という。）ができる。

2 教職員は、学長に申出ることにより、185日の期間内において、要介護者の介護をするため1日の労働時間の一部について労働しないこと（以下「介護部分休業」という。）ができる。

3 前項の規定にかかわらず、第10条ただし書に掲げる教職員は介護部分休業をすることができない。

（部分休業の申出）

第18条 育児部分休業の申出は、正規の労働時間の始め又は終わりにおいて、1日の労働時間数が5時間45分になるまでの範囲内で、教職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。

2 介護部分休業の申出は、1日を通じて始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間の範囲内で1時間を単位として行うものとする。

（部分休業の申出手続）

第19条 部分休業の申出は、育児部分休業申出書（別紙様式6）又は介護部分休業申出書（別紙様式7）により行うものとする。

2 第4条第4項及び第12条第4項の規定は、育児部分休業及び介護部分休業の申出について準用する。

（部分休業の終了等）

第20条 第8条及び第16条の規定は、部分休業について準用する。

第5章 時間外労働の制限

（育児のための時間外労働の制限）

第21条 学長は、満3歳に達するまでの子のある教職員が当該子を養育するために申出た場合には、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、時間外労働をさせないものとする。

第21条の2 学長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある教職員が当該子を養育するために申出た場合には、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、時間外労働をさせないものとする。

（育児を行う教職員の時間外労働の制限の申出手続等）

第22条 教職員は、時間外労働制限申出書（別紙様式8）により、時間外労働の制限を申出する一の期間について、その初日（以下「時間外労働制限開始日」という。）及び期間（1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。）を明らかにして、時間外労働制限開始日の前日までに第21条又は第21条の2の規定による申出を行わなければならない。この場合において、第21条の規定による申出に係る期間と第21条の2の規定による期間とが重複しないようにしなければならない。

- 2 第21条又は第21条の2の規定による申出があった場合においては、学長は、第21条又は第21条の2に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該申出をした教職員に対し通知するものとする。
- 3 学長は、第21条又は第21条の2の規定による申出が、当該申出があった日の翌日から起算して1週間を経過する日（以下「1週間経過日」という。）前の日を時間外労働制限開始日とする申出であった場合で、前条に規定する措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外労働制限開始日から1週間経過日までの間のいずれかの日に時間外労働制限開始日を変更することができる。
- 4 学長は、前項の規定により時間外労働制限開始日を変更した場合においては、当該時間外労働制限開始日を当該変更前の時間外労働制限開始日の前日までに当該申出をした教職員に対し通知するものとする。
- 5 学長は、第21条又は第21条の2の申出に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該申出をした教職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

（育児を行う教職員の時間外労働の制限の終了等）

第23条 第21条又は第21条の2の規定による申出がされた後時間外労働制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該申出はされなかったものとみなす。この場合において、教職員は学長に当該事由が生じた旨を遅滞なく育児又は介護の状況変更届（別紙様式9）により届け出なければならない。

- (1) 当該申出に係る子が死亡した場合
 - (2) 当該申出に係る子が離縁又は養子縁組の取消により当該申出をした教職員の子でなくなった場合
 - (3) 当該申出をした教職員が当該申出に係る子と同居しないこととなった場合
 - (4) 民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合
 - (5) 当該申出をした教職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的障害により、当該申出に係る制限期間の末日までの間、当該申出に係る子を養育することができない状態になった場合
- 2 時間外労働制限開始日から起算して第21条又は第21条の2の規定による申出に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、同条の規定による申出は、時間外労働制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての申出であったものとみなす。
- (1) 前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合

(2) 当該申出に係る子が、第21条の規定による申出にあつては満3歳に、第21条の2の規定による申出にあつては小学校就学の始期に達した場合

(3) 時間外労働制限終了予定日とされた日までに、前条第1項の規定による申出をした教職員について、産前産後休暇、育児休業期間又は介護休業期間が始まった場合

3 第22条第5項の規定は、前項第1号の事由が生じた場合について準用する。

(介護を行う教職員の時間外労働の制限等)

第24条 第21条から前条までの規定は、要介護者を介護する教職員について準用する。この場合において、第21条中「満3歳に達するまでの子のある教職員が当該子を養育」、及び第21条の2中「小学校就学の始期に達するまでの子のある教職員が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある教職員が当該要介護者を介護」と、前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消により当該申出をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該申出をした教職員との親族関係が消滅した」と、同項第5号中「子を養育」とあるのは「要介護者を介護」と、同条第2項中「次の各号」とあるのは「前項第1号、第2号又は第5号」と読み替えるものとする。

第6章 深夜業の制限

(育児のための深夜業の制限)

第25条 学長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある教職員が当該子を養育するために申出た場合には、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、午後10時から午前5時までの間（以下「深夜」という。）において労働をさせないものとする。ただし、申出に係る子の親である配偶者が次の各号に掲げるいずれにも該当する場合は申出をすることができない。

(1) 深夜において就業していない者（深夜における就業日数が1月について3日以下の者を含む。）であること

(2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により申出に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと

(3) 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産予定であるか又は産後8週間を経過しない者でないこと

(育児を行う教職員の深夜業の制限の申出手続等及び終了等)

第26条 第22条及び第23条の規定は、育児のための深夜業の制限の申出手続等及び終了等において準用する。この場合において、第22条第1項中「時間外労働制限申出書」とあるのは「深夜業制限申出書」と、同項中「時間外労働の制限」とあるのは「深夜業の制限」と、同項中「1年又は1年に満たない月」とあるのは「6ヶ月又は6ヶ月に満たない月」と、第22条及び第23条中「時間外労働制限開

始日」とあるのは「深夜業制限開始日」と、第22条及び第23条中「第21条又は第21条の2」とあるのは「第25条」と、第23条第1項第3号中「当該申出をした教職員が当該申出に係る子と同居しないこととなった場合」とあるのは「当該申出をした教職員が当該申出に係る子と同居しないこととなった場合又は申出に係る子の親である配偶者が第25条各号に掲げるいずれにも該当することとなった場合」と、同条第2項第1号中「前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合」とあるのは「前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合（申出に係る子の親である配偶者が第25条各号に掲げるいずれにも該当することとなった場合を除く）」と、同項第2号中「第21条の2」とあるのは「第25条」と、同項第3号中「時間外労働制限終了予定日」とあるのは「深夜業制限終了予定日」と読み替えるものとする。

（介護を行う教職員の深夜業の制限等）

第27条 第22条、第23条及び第25条の規定は、要介護者を介護する教職員の深夜業の制限等について準用する。この場合において、第22条第1項中「時間外労働制限申出書」とあるのは「深夜業制限申出書」と、同項中「時間外労働の制限」とあるのは「深夜業の制限」と、同項中「1年又は1年に満たない月」とあるのは「6ヶ月又は6ヶ月に満たない月」と、第22条及び第23条中「時間外労働制限開始日」とあるのは「深夜業制限開始日」と、第22条及び第23条中「第21条又は第21条の2」とあるのは「第25条」と、第23条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消により当該申出をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該申出をした教職員との親族関係が消滅した」と、同項第4号中「子を養育」とあるのは「要介護者を介護」と、同条第2項中「次の各号」とあるのは「前項第1号、第2号又は第4号」と、同項第2号中「第21条の2」とあるのは「第25条」と、同項第3号中「時間外労働制限終了予定日」とあるのは「深夜業制限終了予定日」と、第25条中「小学校就学の始期に達するまでの子のある教職員が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある教職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

第7章 早出遅出労働

（育児を行う教職員の早出遅出労働）

第28条 小学校就学の始期に達するまでの子のある教職員が当該子を養育するために申出た場合は、業務の運営に支障がある場合を除き、当該職員に早出遅出労働をさせるものとする。

2 前項の早出遅出労働の始業及び終業の時刻は、それぞれ午前7時30分以後、午後9時30分以前に設定するものとする。

第29条 教職員は早出遅出労働申出書（別紙様式8）により、早出遅出労働を申

出る一の期間について、その初日及び末日とする日を明らかにして、あらかじめ申出ることとする。

2 前条の規定による申出があった場合において、学長は、業務の運営の支障の有無について、速やかに当該申出をした教職員に対し通知を行う。当該通知後において、業務の運営に支障が生じる日があることが明らかになった場合にあっては、当該日の前日までに、当該教職員にその旨を通知するものとする。

3 学長は、前条の申出に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該申出をした教職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第30条 第28条の規定による申出がされた後早出遅出労働開始日とされた日の前日までに、第7条第2項の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該申出はされなかったものとみなす。

2 早出遅出労働開始日以後早出遅出労働終了日とされた日の前日までに、第7条第2項の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該申出は当該事由が生じた日を早出遅出労働期間の末日とする申出であったものとみなす。

3 前項の場合において、教職員は遅滞なく第7条第2項に掲げる事由が生じた旨を学長に届出なければならない。

(介護を行う教職員の早出遅出労働)

第31条 第28条から前条までの規定は、要介護者を介護する教職員について準用する。この場合において、第28条第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある教職員が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある教職員が当該要介護者を介護」と、前条中「第7条第2項」とあるのは「第15条第2項」と読み替えるものとする。

第8章 その他の事項

(育児・介護休業期間中の身分)

第32条 育児・介護休業をしている教職員は、教職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

(職務復帰)

第33条 育児・介護休業の期間が満了したとき、第8条および第16条の規定による育児・介護休業の期間が終了したときは、当該育児・介護休業に係る教職員は、職務に復帰するものとする。

(通知書の交付)

第34条 学長は、次に掲げる場合に、教職員に対して通知書を交付する。

- (1) 教職員が育児・介護休業をする場合
- (2) 教職員が育児・介護休業期間を延長する場合
- (3) 育児・介護休業をした教職員が職務に復帰した場合

(4) 育児・介護休業を取り消す場合

(育児・介護休業等期間中の給与)

第35条 育児・介護休業中の教職員及び部分休業をしている教職員の給与に関し必要な事項は国立大学法人埼玉大学教職員給与規則に定める。

(不利益取扱いの禁止)

第36条 教職員は、育児・介護休業を理由として、不利益な取扱いを受けない。

(法令との関係)

第37条 育児・介護休業等に関してこの規則に定めのない事項については、国立大学法人埼玉大学教職員就業規則、育児・介護休業法その他法令の定めるところによる。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際、現に国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年12月24日法律第109号）、人事院規則19-0（職員の育児休業等）および一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年6月15日法律第33号）、人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）によって育児・介護休業を行っている教職員は、施行日においてこの規程により育児・介護休業を行ったものとする。

附 則（平成17. 3. 28 16規則223）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19. 4. 1 19規則26）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20. 3. 1 19規則97）

この規則は、平成20年3月1日から施行する。

附 則（平成22. 6. 24 22規則40）

この規則は、平成22年6月30日から施行する。

附 則（平成28. 12. 15 28規則14）

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成29. 10. 5 29規則14）

この規則は、平成29年10月5日から施行し、平成29年10月1日から適用する。

附 則（令和2. 3. 26 元規則55）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4. 9. 29 4規則17）

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

育児休業・出生時育児休業申出書

埼玉大学長 殿	申出年月日	年	月	日
下記のとおり育児休業・出生時育児休業の 申出をします。	申出者 所属		
	職 名		
	氏 名		
1. 申出に係る子				
氏 名				
続 柄 等				
生 年 月 日	年 月 日生			
2. 申出の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> 育児休業期間の延長 <input type="checkbox"/> 撤回			
	<input type="checkbox"/> 再度の育児休業 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業期間の延長 (再度の育児休業又は再度の育児休業期間の延長が必要な事情を記入)			
	<input type="checkbox"/> 出生時育児休業 <input type="checkbox"/> 出生時育児休業期間の延長 <input type="checkbox"/> 撤回			
3. 休業期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
4. 既に育児休業をした期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
	年 月 日 ~ 年 月 日			
5. 備 考				
(注)				
① この申出書には、申出に係る子の氏名、申出者との続柄等及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書などのいずれか)を添付すること(写しでも可)。				
② 子の出生前に申出の場合は、「3. 申出期間」欄は出生予定日以後の期間とし、「1. 申出に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。				
③ 備考欄には、(ア) 申出に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合、その氏名、申出者との続柄及び生年月日、(イ) 申出に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ) 申出に係る子が特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合には、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の申出に係る期間、(エ) 申出を撤回する場合はその理由、(オ) 申出が休業開始予定日の1月前(出生時育児休業については休業開始予定日の2週間前)までにされなかった場合は申出が遅れた理由等を記入する。				
④ 該当する口には ✓ 印を記入すること。				
※事務担当者使用欄				
受理年月日	年 月 日	開始予定日		
通 知 日	年 月 日		年 月 日	

育児休業計画書

..... 埼 玉 大 学 長 殿

申 出 年 月 日

年 月 日

申 出 者 所 属

職 名

氏 名

育児・介護休業等規則第8条の4第4項の規定に基づき、2回目の出生時育児休業の申出をする
予定ですので、出生時育児休業の計画について下記のとおり提出します。

なお、下記の記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。

1. 申 出 に 係 る 子

子 の 氏 名		生 年 月 日	年 月 日 生
---------	--	---------	---------

2. 申 出 者 の 計 画

1 回 目 の 休 業 期 間	年 月 日 から	年 月 日 まで
-----------------	----------	----------

2 回 目 の 休 業 予 定 期 間	年 月 日 から	年 月 日 まで
---------------------	----------	----------

3. 備 考

- (注) ① 育児休業計画書は、育児休業・出生時育児休業申出書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出するものとする。
- ② 「1回目の休業期間」欄には、育児休業・出生時育児休業申出書に記載した休業期間を記入する。
- ③ 子の出生前に提出する場合は、「1. 申出に係る子」欄の記入は、出生後速やかに行うこと。
- ④ 変更の届出の場合は、1から3までの記載事項のうち変更する箇所のみ記入する。

養育状況変更届

届出年月日 年 月 日

..... 埼玉大学長 殿

所 属

職 名

氏 名

育児休業

次のとおり 出生時育児休業 に係る子の養育の状況について変更が生じたので届け出ます。

育児部分休業

1. 届出の理由

休業に係る子の養育をしなくなった

同居しなくなった

負傷・疾病

その他 ()

休業に係る子が死亡した

休業に係る子と離縁した (養子縁組の取消を含む)

休業に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した

その他 ()

2. 届出の事由が発生した日

年 月 日

介護休業申出書

埼玉大学長 殿		申出年月日	年 月 日
下記のとおり			
<input type="checkbox"/> 介護休業の申出をします。		申出者 所 属 _____	
<input type="checkbox"/> 介護休業の申出を撤回します。		職 名 _____	
<input type="checkbox"/> 介護休業終了予定日を変更します。		氏 名 _____	
要介護者に 関する事項	氏 名		
	続 柄		
	同 ・ 別 居	<input type="checkbox"/> 同 居	<input type="checkbox"/> 別 居
	介護が必要となった時期	年 月 日	
申 出 期 間	(開始 (予定) 日) (終了 (予定) 日) 年 月 日 ~ 年 月 日		
(既に申し出た期間)	年 月 日 ~ 年 月 日 年 月 日 ~ 年 月 日		
休業予定日の 2 週間前までに申出て (いる いない)			
要介護者の状態及び具体的な介護内容 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____			
※該当する口には、✓ 印 を記入すること。			
※事務担当者使用欄			
受理年月日	年 月 日	開始予定日	
通 知 日	年 月 日		年 月 日

介護状況変更届

届出年月日 年 月 日

埼玉大学長 殿

所属 _____

職名 _____

氏名 _____

次のとおり 介護休業 介護部分休業 に係る家族の状況について変更が生じたので届出ます。

1. 届出の理由

- 休業に係る要介護者が死亡した
- 休業に係る要介護者と親族関係が消滅した
- 休業を申し出た職員が負傷、疾病等により要介護者を介護することができない状態になった
- その他 ()

2. 届出の事由が発生した日

年 月 日

育児部分休業申出書

埼玉大学長 殿	申出年月日	年 月 日
下記のとおりに育児部分休業の取得を申出ます。	申出者 所 属	_____
	職 名	_____
	氏 名	_____

1. 申出に係る子

氏 名	
続 柄	
生 年 月 日	年 月 日生

2. 申出期間

期 間	間	時 間
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前 時 分～ 時 分
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	午後 時 分～ 時 分
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前 時 分～ 時 分
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	午後 時 分～ 時 分
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前 時 分～ 時 分
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	午後 時 分～ 時 分

3. 備 考

_____ _____ _____

(注) ① この申出書には、申出に係る子の氏名、申出者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書などのいずれか）を添付すること（写しでも可）。

② 該当する口には ✓ 印を記入すること。

※事務担当者使用欄

受理年月日	年 月 日	開始予定日	
通 知 日	年 月 日		年 月 日

介護部分休業申出書

埼玉大学長 殿	申出年月日	年 月 日
下記のとおり介護部分休業の取得を申出ます。		
申出者 所属	
職名	
氏名	

要介護者に 関する事項	氏 名	
	続 柄	
	同 ・ 別 居	<input type="checkbox"/> 同 居 <input type="checkbox"/> 別 居
	介護が必要となった時期	年 月 日

申出期間	期 間	時 間
	年 月 日から <input type="checkbox"/> 毎日	午前 時 分～ 時 分
	年 月 日まで <input type="checkbox"/> その他 ()	午後 時 分～ 時 分
	年 月 日から <input type="checkbox"/> 毎日	午前 時 分～ 時 分
	年 月 日まで <input type="checkbox"/> その他 ()	午後 時 分～ 時 分
	年 月 日から <input type="checkbox"/> 毎日	午前 時 分～ 時 分
	年 月 日まで <input type="checkbox"/> その他 ()	午後 時 分～ 時 分

要介護者の状態及び具体的な介護内容

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

※該当する口には、✓ 印 を記入すること。

※事務担当者使用欄

受理年月日	年 月 日	開始予定日	
通 知 日	年 月 日		年 月 日

- 早出遅出労働申出書
- 時間外労働制限申出書
- 深夜業制限申出書

埼玉大学長 殿		申出年月日		年	月	日	
次のとおり		<input type="checkbox"/> 養育 <input type="checkbox"/> 介護	のため		<input type="checkbox"/> 早出遅出労働 <input type="checkbox"/> 時間外労働の制限 (育児・介護等規則 <input type="checkbox"/> 第21条 <input type="checkbox"/> 第21条の2) <input type="checkbox"/> 深夜業の制限		を申出ます。
申出者 所属							
職名・氏名							
1. 申出に係る子又は要介護者	氏 名	(続柄等:)					
	子の生年月日	年	月	日生	<input type="checkbox"/> 出産予定日		
	養子縁組の効力が生じた日	年	月	日			
2. 職員の配偶者で当該子の親である者の有無及び状況	<input type="checkbox"/> 有 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <input type="checkbox"/> 深夜において就業している <input type="checkbox"/> 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により養育が困難である <input type="checkbox"/> 産前6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)又は産後8週間以内である </div>					<input type="checkbox"/> 無	
3. 要介護者の状態及び具体的な介護の内容							
4. 申出に係る期間	早出遅出勤務	年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	曜日	
	深夜業の制限	年	月	日まで	<input type="checkbox"/> 毎週	()	
	時間外労働の制限	<input type="checkbox"/> 1年	<input type="checkbox"/> 月	日から	<input type="checkbox"/> その他 ()		
		(12月に満たないものに限る)					
5. 申出に係る早出遅出の始業及び終業の時刻並びに当該時刻とする理由	時 分 始業	【理由】					
時 分 終業							
(注)							
1について							
① 「続柄等」欄には、申出に係る子又は要介護者の申出者との続柄等(申出に係る子が特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合にあつては、その事実。)を記入する。							
② 「子の生年月日」欄及び「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するために申出する場合において記入する。なお、申出に係る子が申出の際に出生していない場合には、「子の生年月日」欄に「出産予定日」を記入し、 <input type="checkbox"/> 出産予定日に <input checked="" type="checkbox"/> 印を記入する。							
2について							
① この欄は、子を養育するために深夜業の制限を申出する場合において記入する。							
② 「深夜において就業している」とは、深夜における就業日数が1月に3日を超えることをいう。							
3について							
この欄は、要介護者を介護するために申出の場合において記入する。							
4について							
小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために早出遅出労働又は深夜業の制限を申出する場合には、当該申出に係る子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を早出遅出勤務終了日又は深夜業制限終了日として申出する。							
5について							
この欄の始業及び就業の時刻は、あらかじめ定められた早出遅出勤務に係る始業及び終業の時刻のうち、申出るものを記入する。							
※事務担当者使用欄							
受理年月日	年	月	日	開始予定日	年	月	
通知日	年	月	日		日		

育児又は介護の状況変更届

届出年月日 年 月 日

埼玉大学長 殿

所 属

職 名

氏 名

次のとおり

<input type="checkbox"/> 早出遅出労働
<input type="checkbox"/> 時間外労働の制限
<input type="checkbox"/> 深夜業の制限

 に係る

<input type="checkbox"/> 子の養育
<input type="checkbox"/> 要介護者の介護

 の状況について

変更が生じたので届出ます。

1. 届出の事由

(1) 養育の状況の変更

- 子が死亡した
- 教職員の子でなくなった
 - (離縁 養子縁組の取消し 家事審判事件の終了
 - 児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置の解除)
- 教職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった
- 子と同居しなくなった
- 上記以外の事由により申出できる教職員に該当しなくなった
(理由:)

(2) 介護の状況の変更

- 要介護者が死亡した
- 要介護者と教職員との親族関係が消滅した
(消滅の理由:)

2. 届出の事由が発生した日

年 月 日